

第2章 相続税評価等が家計の資産選択に与える影響について

日本証券業協会 副会長・専務理事

岳 野 万里夫

日本証券業協会 証券税制部

1. 上場株式の相続税評価の概要

現行、上場株式の相続税評価は、課税時期における最終価格を原則とし、例外的に課税時期の属する月以前3か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額のうち最も低い価額によって評価することされている。これは一時点における需給関係による偶発性を排除し、3か月間という時期における「評価の安全性」に配慮したものと見える。

他の資産、例えば不動産（宅地）については、路線価（毎年1月1日の公示時価の80%程度）方式により時期及び金額について評価の安全性に配慮され、また、小規模宅地の特例による評価額の減額も行われており、生命保険の場合には、死亡保険金のうち500万円に法定相続人の数を乗じて計算した金額までの部分は非課税とされている。

（注）第4章によると、時価に対する相続税評価の割合（掛目）は不動産で5割弱、生命保険は6割弱になると推計され、また、その割合は年々減少傾向にある。

2. 相続前後における株式離れの状況

本協会が2016年に実施した「上場株式等の相続税評価額に対する個人投資家意識調査」によると、上場株式等は他の資産に比べて相続税評価において

不利とする個人投資家が半数以上にものぼり、価格変動に対する不安は根強いものであった（相続発生から相続税の納税申告までの個人投資家が価格変動リスクを負う期間は合計で10か月程度と推計された。）。

また、現行の税制下では、あらかじめ相続対策として、上場株式等を売却・現金化により減らしたいと考え、不動産や保険などの他の資産への乗換えについて予定又は興味を持つ個人投資家が多数存在することが本調査の結果により判明した。

相続後についても、相続税と譲渡所得税のいわゆる二重課税に伴う負担感を軽減するため、相続財産を売却した時の譲渡所得の計算における相続税の取得費加算の特例を相続税の申告期限の翌日から3年以内の売却に限っていること（租税特別措置法第39条）により、むしろ相続後3年以内の株式離れが加速されているのではないかという見方がある。本協会の会員証券会社に対するアンケートによると、相続後4年間で保有株式数の約60%が減少しており、また、本協会の推計によると、相続後における上場株式等の売却金額は毎年約2.1兆円と、個人投資家の年間平均売越額である約3兆円の約7割と高い水準となっている。

今後、高齢化の進展に伴い、相続前後に売却される上場株式等はさらに増加するものと見込まれる。

3. 問題の所在

上記2. の相続前後における株式離れ等の結果、個人金融資産に占める上場株式等の割合は低水準のままととなっている。加えて、我が国における家計による資産形成及び成長資金の供給の状況はいまだ十分とは言い難い。

2016年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略 2016」においても、「家計資産の多くは高齢者によって保有されているが、上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマ

イナス要因となりかねないため、改善を検討する。」とされたところである。

国民の資産選択に歪みを与え、マクロ的にも貯蓄から投資・資産形成の流れや成長資金の供給を阻害する要因は政策的に改善していく必要があるが、政策立案はエビデンス（証拠・根拠）に基づくことが求められる時代である（EBPM；Evidence Based Policy Making）。

相続税が国民の資産選択に歪みを与えているのではないかという論点についても、実証分析を含めた包括的な調査・研究¹⁾により十分なエビデンスの検証が行われる必要があり、こうした点から、学者、専門家の皆様の積極的な貢献をお願い出来れば幸甚である。

本協会としては、それらを通じて得られた知見を踏まえ、人生100年時代における国民の安定的な資産形成及びリスク資産の円滑な世代間移転を促進するための政策提言^{2), 3)}を関係各方面に対し行って参りたいと考えている。

さらに、こうした取組みは、証券市場を通じる成長資金（リスクマネー）の供給を通じて、今後の人口減少時代の我が国経済の持続可能性（サステナビリティ）の確保にもつながるものと確信している。

注

- 1) 我が国の個人金融資産に占める預貯金の割合は他国に比しても大きい。一方、リスク資産である株式・投信等の割合は伸び悩んでいる。また、実物資産を含む家計資産では、金融資産が増加傾向ではあるものの不動産の保有額及び構成比率が依然として最も高い比率を占める。

第3章では、個人のバランス・シート分析から得られる示唆と課題が提示されている。また、第4章では、預貯金及び不動産の個人のバランス・シートに占める割合の高さ並びにリスク資産の低さについて、貯蓄奨励や不動産取得に係る公共政策等の影響等について分析され、その分析から得られる示唆が提示されている。

2) 本協会では、これまでリスク資産の世代間移転を促進するための相続税関連の税制改正要望を取りまとめ、関係各方面に働き掛けを行ってきた。主要な要望項目としては次のようなものがある。

- ① 上場株式等は、預貯金等と異なり、相続等の発生時から相続税に係る申告納税までの間は価格変動リスクに晒されるが、相続税評価ではこのリスクが考慮されておらず、他の資産と比較して不利な立場に置かれている。資産間の相続税評価の不均衡を是正し、相続に伴う株式離れを抑制する観点から、相続発生から申告期限までの期間（最長10か月）における価格変動リスク（オプション料）を割り引いて相続税評価額を計算する措置を要望している。
- ② 相続等の発生時から相続税に係る申告納税までの間、上場株式等は価格変動リスクに晒されるが、相続税評価ではこのリスクが考慮されておらず、他の資産と比較して不利な立場に置かれている。資産間の相続税評価の不均衡を是正し、相続に伴う株式離れを抑制する観点から、上場株式等については、相続発生から申告が完了するまでの期間（最長10か月）における価格変動リスクを考慮して、現行の相続税評価額の評価期間である3か月間から例えば1年程度遡ることを要望している。
- ③ 上場株式等の相続税評価は時価を基準として評価され、相続発生後に価格が大幅に下落した場合であっても考慮されない。急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等の価格が相続発生から相続税の申告までの間に著しく下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じることを要望している。
- ④ 相続税の取得費加算の特例（租税特別措置法第39条）では、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに売却を行うことが要件となっており、相続人による相続財産の長期保有を阻害し、早期売却を促す要因になるとの指摘がある。このため、本特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年以内の売却という適用要件を撤廃することを要望している。

3) 相続税に関する本協会の政策提言等については、本協会ウェブサイト (<https://www.jsda.or.jp/>) を御参照いただきたい。